

平成30年 9月27日
(2018年)

和歌山市建設工事等の入札に係る最低制限価格等の
設定基準の一部改正について（お知らせ）

このことについて、平成30年8月27日付け「和歌山市建設工事等の入札に係る最低制限価格等の設定基準の一部改正について（お知らせ）」でお知らせしましたが、実施時期が近づきましたので、再度お知らせします。

10月1日以降に公告する案件から、電子入札の全件拡大と合わせて、別紙のとおり最低制限価格等の設定方法が変更となりますのでご注意ください。

お問い合わせ先

建設総務課 073-435-1083

技術管理課 073-435-1335

最低制限価格等の設定基準の改正について

10/1以降に改正されます！！

AとBの低い方の金額を最低制限価格（失格価格）とする

A：最低制限価格変動下限額にランダム係数（1.0000～1.0200の201通り）を乗じて算出した金額

B：ランダム変動範囲内で最低制限価格変動上限額に最も近い入札金額

（ランダム変動範囲内の一番高い入札金額 無効の応札は対象となりません）

*最低制限価格は予定価格の90%を超えないこととなっているため、201通りとならない場合があります。

【この改正は10月1日以降に公告する案件より実施するとともに、全件電子入札となります】

I. 制度改正で落札予定者が変わるケース

（ランダム変動範囲内で応札者があり、かつランダム変動範囲内でA（ランダム係数の価格）以上の応札者がない場合は、Bが最低制限価格（失格価格）となります。）

予定価格	① ○ (旧) 落札	① ○ ② ○ ③ ○ (旧) 落札	(旧) 全者失格 不成立
ランダム変動範囲 上限額	A ----- B ② ◎ 落札	A -----	A ----- B ① ◎ 落札
ランダム変動範囲 下限額	③ ○ ④ ○	B ④ ◎ 落札	② ○ ③ ○

〈落札：制度改正による落札予定者 落札（旧）：制度改正前の落札予定者〉

Bの価格が最低制限価格（失格価格）となります

II. 制度改正でも変わらないケース

（上記I以外すべてのケースは、Aが最低制限価格（失格価格）となります。）

予定価格	① ○	① ○	① ○ ② ○ ③ ◎ 落札
ランダム変動範囲 上限額	B ② ◎ 落札 A -----	B ② ○	A -----
ランダム変動範囲 下限額	③ ○ ④ ○	③ ○ ④ ◎ 落札 A -----	

〈①、②、③、④：応札者 A -----：ランダム係数により算出された価格〉

Aの価格が最低制限価格（失格価格）となります

◎以上のように、新制度はランダム変動範囲内に応札者があれば、変動範囲内で必ず落札予定者（低入札価格調査対象者）が決定する制度になります。